

島田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年1月30日

島田市監査委員 平 林 健 互  
島田市監査委員 森 伸 一

島産農第835号  
令和元年12月27日

島田市監査委員 様

島 田 市 長  
( 農 林 課 )

令和元年度定期監査結果に対する措置状況について（報告）

令和元年12月3日付け島監第58号による令和元年度定期監査結果に対する措置状況について、別紙のとおり報告します。

所属名 農林課

## ○指摘事項 1 (指摘：法定外道路占用料の算定について)

区 分	内 容
指摘内容	<p>法定外道路（農道）の占用料の算定については、「道路占用料等徴収条例」において「占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する」旨が規定されているが、当該占用料の算定過程で1平方メートル未満の端数があるにもかかわらず、当該端数を1平方メートルに換算することなく、そのまま計算したことにより、占用料の請求金額が過少となっている事案を確認した。</p> <p>今後、こうした事案が生じないように、占用料の算定根拠の確認を徹底するとともに、算定過程及び計算結果を複数者で確認するなど、再発防止策を講じられたい。</p>
措置状況	<p>今回の事案は、法定外道路（農道）の占用料の算定について担当職員が規定をしっかりと確認せず、占用料の徴収を行っていたことが原因であった。</p> <p>占用料算定の間違いを確認後、課内の反省会を実施し、再発防止のため担当者以外のチェックを必ず行うことやチェックシートを作成することを決め、条例に定められた規定に従い業務にあたることを再確認した。</p> <p>なお、過少となった占用料については、占用者（6者）に謝罪と追加納付のお願いを行い、全て追加徴収をすることとなった。</p>